3　法第五条第二項の政令で定める受給権者は、次に掲げる者とし、同項の政令で定める加算後の支給限度額は、次に掲げる者の区分に応じて定める額とすることとした。（第四条第二項関係）

㈠　保護者等の市町村民税所得割の額が一五万四、五〇〇円未満である受給権者　通常の支給限度額に当該額の二分の一に相当する額を加えた額

㈡　保護者等の市町村民税所得割の額が五万一、三〇〇円未満である受給権者　通常の支給限度額に当該額を加えた額

㈢　保護者等が市町村民税所得割を課されない者である受給権者　通常の支給限度額に当該額の二分の三に相当する額を加えた額

4　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇スポーツ基本法施行令の一部を改正する政令（政令第一二五号）（文部科学省）

1　全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に直接必要な経費に係る補助の額を文部科学大臣が定めるものとすることとした。

2　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇検疫法施行令等の一部を改正する政令（政令第一二六号）（厚生労働省）

1　船舶の全部に対する衛生検査等に係る手数料の額を引き上げることとした。（第一条関係）

2　独立行政法人医薬品医療機器総合機構による調査等に係る手数料の額を引き上げることとした。（第二条関係）

3　あへんの売渡価格の額を引き上げることとした。（第三条関係）

4　覚せい剤製造業者の指定の申請に係る手数料の額を引き上げることとした。（第四条関係）

5　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇児童福祉法施行令及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令（政令第一二七号）（厚生労働省）

一　児童福祉法施行令の一部改正関係

通所給付決定に係る小学校就学の始期に達するまでの障害児又は幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学の始期に達するまでの児童が二人以上いる通所給付決定保護者について、障害児通所給付費に係る負担上限月額の所要の見直しを行うこととした。（第二四条及び第二五条の二関係）

二　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正関係

障害福祉サービスに係る負担上限月額の算定に係る規定について所要の改正を行うこととした。（第四三条の五関係）

三　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇未帰還者留守家族等援護法施行令及び戦傷病者特別援護法施行令の一部を改正する政令（政令第一二八号）（厚生労働省）

1　未帰還者留守家族等援護法による葬祭料及び戦傷病者特別援護法による葬祭費の額（改正前二〇万一、〇〇〇円）を、二〇万六、〇〇〇円に引き上げることとした。（第一条及び第二条関係）

2　戦傷病者特別援護法による療養手当の月額（改正前二万九、四〇〇円）を、三万三〇〇円に引き上げることとした。（第二条関係）

3　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇健康保険法施行令等の一部を改正する政令（政令第一二九号）（厚生労働省）

一　健康保険法施行令の一部改正関係（第一条関係）

1　高額療養費の支給について、七〇歳以上の現役並み所得者又は市町村民税非課税者以外の被保険者等が療養を受けた場合の算定基準額を四万四、四〇〇円に、外来療養を受けた場合の算定基準額を一万二、〇〇〇円に改めることとした。

2　高額介護合算療養費の支給について、七〇歳以上の現役並み所得者又は市町村民税非課税者以外の被保険者等の算定基準額を五六万円に改めることとした。

3　七〇歳以上特例措置対象被保険者等に係る高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に関する経過措置について、所要の規定の整備を行うこととした。

二　船員保険法施行令等の一部改正関係（第二条～第八条関係）

船員保険法施行令、私立学校教職員共済法施行令、国家公務員共済組合法施行令、国民健康保険法施行令、地方公務員等共済組合法施行令、介護保険法施行令及び健康保険法等の一部を改正する法律附則第一三〇条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令について、一の改正内容に準じた改正を行うこととした。

三　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇独立行政法人日本学術振興会法附則第二条の二第四項の規定による納付金の納付に関する政令（政令第一三〇号）（文部科学省）

1　国庫納付金の納付の手続

㈠　独立行政法人日本学術振興会は、独立行政法人日本学術振興会法（平成一四年法律第一五九号）附則第二条の二第四項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、平成二五年四月一日に始まる事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他の国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、平成二六年六月三〇日までに、これを文部科学大臣に提出しなければならないこととした。（第一条第一項関係）

㈡　文部科学大臣は、㈠の書類の提出があったときは、遅滞なく、当該書類の写しを財務大臣に送付するものとした。（第一条第二項関係）

2　国庫納付金の納付期限

国庫納付金は、平成二六年七月一〇日までに納付しなければならないこととした。（第二条関係）

3　国庫納付金の帰属する会計

国庫納付金は、一般会計に帰属することとした。（第三条関係）

4　施行期日

この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。